

入札告示（業務用ノート型パソコン借受）

札幌市告示第5340号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和3年（2021年）9月6日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1
札幌市子ども未来局児童相談所 地域連携課
電話：011-622-8620・FAX：011-622-8701

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

業務用ノート型パソコン借受 14台

(2) 仕様等

入札説明書による

(3) 納入期限等

ア 借受期間

令和3年10月15日から令和7年9月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがあります。

イ 納入期限

令和3年10月15日

(4) 納入場所

入札説明書による

(5) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた月額で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 3 年 9 月 13 日(月) 17 時 00 分(必着とする。)
- (3) 開札の日時及び場所
日時：令和 3 年 9 月 14 日(火) 10 時 00 分
場所：札幌市児童福祉総合センター 1 階 面談室 4 (札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1)
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。